

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(20) —

坂 柳 明

1. はじめに—「当期の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」に見られる「当期の財務諸表の本体」の範囲

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、株式会社LTTバイオフィーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表についての監査報告書（[事例1-1]）¹⁾上の「追記情報」を見ると、そこでは、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※1）の記述が示されていることがわかるが、この※1の記述との関係で、坂柳（2020a, 23-24）では、次の問題を示した。それは、研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題（※2）である。

1) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

【事例1-1】—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

この※2に関して、[事例1-1]上の「追記情報」においては、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の「後に」、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（※3）（傍線筆者）が示されており、この※3に見られる「連結財務諸表」について、LTTの『有価証券報告書』（2008年版）の117頁に示されている、[事例1-1]を含めた、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書の全体の内容を参照すると、上記の※3に見られる「連結財務諸表」、及び※3を除いた[事例1-1]に見られる「連結財務諸表」は、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※4）を指していることがわかる。坂柳（2020a）においては、この※4を、「LTTの当期の財務諸表」と捉えた上で、前段落で示した「※2」、即ち、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることとなる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よ

りも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題」(傍線筆者)に見られる、「[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述」(傍線筆者)の中の「記述」として、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述」を想定した上で、上記の※2を、次の問題に書き換えた。それは、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※1)の記述よりも「後に」示されることになる、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述はあるのか、という問題(※5)(傍線筆者)」である。

この※5との関係で、坂柳(2020b, 53-54)においては、詳細については参照頂きたいが、一般的に「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」を想定した上で、「当期の財務諸表に反映されていない「何らかの影響」」(傍線筆者)を考慮して、次の影響を想定することができることを指摘した。それは、「「当期の財務諸表に反映されていない」」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(※6²⁾)(傍線筆者)である。他方、坂柳(2020b, 53-54)では、そこで述べた意味で、坂柳(2019)で示した「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」が、上記の※6に含まれることを示し、坂柳(2020b)では、この「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」と、「当期の財務諸表に反映される余地がある」影響が想定されているかどうか、という意味では比較できる、「当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」」(傍線筆者)に注目して、次の問題を考察した。それは、「「当期の

2) 本稿で用いられている※6は、坂柳(2020b)では、「※7」と表されている。

財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」（※7³⁾）を、想定することはできるのか、という問題（※8⁴⁾）である。

この問題に関して、【1】：坂柳（2020b, 74-78）では、詳細については参照頂きたいが、株式会社河合楽器製作所（以下、「河合楽器」とする）の「当事業年度」、即ち、「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」（坂柳（2020b, 61）を参照）についての個別財務諸表（河合楽器の2005年個別財務諸表）との関係で、次の影響、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9⁵⁾）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響（※10⁶⁾）が、「平成17年6月29日」時点で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例1-2]⁷⁾）の「Ⅱ損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「615,538（千円）の資本準備金取崩額」の中に、「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金のうちの、少なくとも532百万円の資本準備金が減少していることを表す、532百万円の資本準備金の減少額」として含まれている、という意味で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映されていることを示した。

3) 本稿で用いられている※7は、坂柳（2020b）では、「※9」と表されている。

4) 本稿で用いられている※8は、坂柳（2020b）では、「※10」と表されている。

5) 本稿で用いられている※9は、坂柳（2020b）では、「※14」と表されている。

6) 本稿で用いられている※10は、坂柳（2020b）では、「※20」と表されている。

7) 本稿で用いられている「[事例1-2]」は、坂柳（2020b）では、「[事例2-2]」と表されている。

【事例1-2】 一河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（単位：千円）

「 I 当期末処理損失	615,538
II 損失処理額	
1 別途積立金取崩額	
2 固定資産圧縮記帳積立金取崩額	
3 利益準備金取崩額	
4 資本準備金取崩額	615,538
合計	—
III 次期繰越利益	—（傍線筆者）

一方、前段落で言及した※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象との関係で、坂柳（2020b, 66-74）においては、詳細については参照頂きたいが、【2】：河合楽器の2005年個別財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況（[事例2-1]））に示されている、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（※11）（傍線筆者）に見られる「解消」が、「①：「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※12⁸⁾が発生したことによって、②：「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※13⁹⁾）において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス

8) 本稿で用いられている※12は、坂柳（2020b）では、「※17」と表されている。

9) 本稿で用いられている※13は、坂柳（2020b）では、「※12」と表されている。

615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という意味で「なくなること」（※14^{10）}（傍線筆者）を指している、と解釈できることを示した。そして、※14の内容を踏まえて、坂柳（2020b, 74）では、**1.**：※14に見られる「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）が発生しないと、**2.**：「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象（※15^{11）}は発生しないことを指摘した。

他方、**3.**：坂柳（2020b, 78-79）では、そこで述べた意味で、次のことを示した。それは、前段落で言及した※15が、河合楽器の財務諸表に影響を与える、とした場合のその影響は、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」（※16^{12）}、と記述することができ、この※16は、「平成17年6月29日」時点で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例1-2]）の「Ⅲ 次期繰越利益」に金額が記載されていないこと、即ち、[事例1-2]の「次期繰越利益」の金額が0（ゼロ）になっている、という意味で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映されている、ということである。

そして、①：3つ前の段落で示した※10、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」と、②：前段落で示した※16、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、

10) 本稿で用いられている※14は、坂柳（2020b）では、「※18」と表されている。

11) 本稿で用いられている※15は、坂柳（2020b）では、「※19」と表されている。

12) 本稿で用いられている※16は、坂柳（2020b）では、「※21」と表されている。

という形の影響」について、坂柳（2020b, 82-84）では、そこで述べた意味で、※10、※16と、先に示した※7、即ち、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」」（傍線筆者）の関係に注目して、次のことを示した。それは、〈1〉：※10の内容と、※16の内容を踏まえると、(1)：※10、※16は、共に「河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表（河合楽器の2005年個別財務諸表）の本体に示されている項目の金額の、期末日より後の変化を表す影響」と捉えることができるが、(2)：※10、※16は、共に河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表（2005年個別財務諸表）の「誤り」を、「誤りがない状態にする」という意味の、「財務諸表の修正」という形の影響ではないことを考慮すると、また、〈2〉：上記の※7に見られる「「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表」として、坂柳（2020b, 80-81）の《1》を付した段落、及び坂柳（2020b, 82）の《2》を付した段落で述べたことを踏まえた上で、「当期の財務諸表の本体」としての、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（河合楽器の2005年損失処理計算書）（〔事例1-2〕）を想定し、そして、〈3〉：1.：※10については、「将来の特定の事象」として、※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象を想定し、2.：※16については、「将来の特定の事象」として、※15、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象を想定すると、※10、※16は、一般的に※7と記述することができる、ということである。

前段落で述べたことを踏まえて、坂柳（2020b, 84）では、先に提示した※8、即ち、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」」（※7）を、想定することはできるのか、という問題につい

て、次のことを結論として示した。それは、一般的に※7と記述できるところの、※10、※16から、※7を想定することができる、ということである。

ここで、これまで示してきた※10、※16について、【1】：先の【1】を付した段落では、そこで述べた意味で、※10、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響が、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映されていることを示し、【2】：先の【3】を付した段落では、そこで述べた意味で、※16、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響が、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映されていることを示したが、上記の【1】、【2】で考慮されている、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」については、次のような主張がなされる可能性がある。それは、(1)：河合楽器の「当事業年度」、即ち、河合楽器の2005年個別財務諸表の注記である「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」〔事例2-1〕に、事業年度として示されている「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」、及び(2)：河合楽器の「当事業年度」の翌年度、即ち、「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」¹³⁾の2つの「事業年度」を踏まえた上で、①：河合楽器の「当期の財務諸表」と、河合楽器の「次期の財務諸表」を想定し、②：上で示したところの、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」には、「当事業年度」とは記

13) 本文で示した「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」は、河合楽器の『有価証券報告書』（2006年版）の86頁に示されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」において、「当事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」、と示されている記述を踏まえた記述である。

されているが、「平成17年6月29日」という、河合楽器の「翌事業年度」に属する年月日の日付が記されていることを考慮すると、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」は、研究上の議論においては、上記の①で言及した「当期の財務諸表」と「次期の財務諸表」に注目すると、「河合楽器の「当期の財務諸表の本体」ではなく、「河合楽器の「次期の財務諸表の本体」」である旨の主張である。

本稿では、この主張を踏まえて、次の問題を考察する。それは、研究上の議論において、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」は、河合楽器の「当期の財務諸表の本体」ではなく、河合楽器の「次期の財務諸表の本体」ではないのか、という問題（※17）である。この※17は、紙幅の都合により、坂柳（2020b）では考察できなかったが、※17を考察した結果、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」が、河合楽器の「当期の財務諸表の本体」であることが論証された場合には、次のことが導かれる。それは、研究上の議論において、①：河合楽器の「次期の財務諸表の本体」ではなく、②：先に示した※7、即ち、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」」（傍線筆者）に見られる「「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表」としての、河合楽器の「当期の財務諸表の本体」と特徴付けられる、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映される先に言及した※10、※16に関して、《1》：※10は、3つ前の段落の〈3〉の①で言及したところの、※10について「将来の特定の事象」として想定した※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象によって生じる影響であり、《2》：※16は、3つ前の段落の〈3〉の②で言及したところの、※16について「将来の特定の事象」として想定した※15、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象によ

て生じる影響であることを踏まえると、上記の《1》で言及した※9という「将来の特定の事象」、及び上記の《2》で言及した※15という「将来の特定の事象」によって生じる影響が、[1]:その事象が発生した期の「将来の財務諸表」ではなく、[2]:上で言及した※7に見られる「[当期の財務諸表の注記]以外の当期の財務諸表」としての「当期の財務諸表の本体」に反映される状況がある、ということである。そうであれば、(1):将来の「多額の損失」という影響のような、「将来の特定の事象」によって生じる影響が、(2):※7に見られる「[当期の財務諸表の注記]以外の当期の財務諸表」と対比される、「[将来の財務諸表の注記]以外の将来の財務諸表」としての「将来の財務諸表の本体」に反映されることと比較すると、研究上の議論において、一般に「将来の特定の事象」によって生じる影響が反映される「当期の財務諸表の本体」として、①:通常の「当期」として想定されている「1年」の会計期間に対して、②:「通常の「当期」として想定されている「1年」の会計期間を超える期間」についての「当期の財務諸表の本体」を想定する余地があるかどうか、という問題、及びその問題がどのように解決されるかによって、[1]:その会社の経営者にとって、自身が作成する財務諸表に反映される影響が「当期の財務諸表の本体に反映される影響」と言えるかどうか、という問題、また、[2]:その会社の財務諸表を監査する監査人によって、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうかの問題になる「財務諸表に反映される影響」が「当期の財務諸表の本体に反映される影響」と言えるかどうか、という問題に対して、有益な示唆を与えることが期待されるところの、※17の考察の結果は、重要であることがわかる。

本稿では、先に提示した※17を考察するに当たって、詳細については参照頂きたいが、河合楽器の『有価証券報告書(2006年版)』に所収されている、同社の「当連結会計年度(自平成17年4月1日平成18年3月31日)」についての「連結剰余金計算書(2006年連結剰余金計算書)〔事例2-2〕」を素材として用いた上で、【1】:「〔事例2-2〕の「Ⅲ 資本剰余金減少高」の「1 欠損填補による資本準備金取崩額」に表されている、「欠損填補による615(百万円)の資本準備金取崩額」(※18)(傍線筆者)、及び【2】:「〔事例2-2〕の「Ⅱ 利益剰余

金増加高」の「3 資本準備金取崩に伴う利益剰余金増加高」に表されている、「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」（※19）（傍線筆者）を考慮し、本稿の第2節では、【1】：上記の※18に見られる「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」に注目した上で、[事例1-2]と[事例2-2]の関係がどのようになっているのかを理解するための議論が展開され、本稿の第3節では、【2】：上記の※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」に注目した上で、[事例1-2]と[事例2-2]の関係がどのようになっているのかを理解するための議論が展開される。そして、最後の第4節では、第2節の議論、及び第3節の議論を踏まえて、先に提示した※17についての本稿の結論を示し、本稿の貢献、今後の課題を示す。

2. 河合楽器の2005年損失処理計算書と、河合楽器の2006年連結剰余金計算書の関係—その1：「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」について

- (1) 河合楽器の「当期についての財務諸表」としての2005年損失処理計算書に反映されている、河合楽器の「次期についての連結財務諸表」としての2006年連結剰余金計算書に表されている「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」

前節で示した※17を考察するに当たって、まず、①：河合楽器の「当事業年度」、即ち、河合楽器の2005年個別財務諸表の注記である「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（[事例2-1]）に、事業年度として示されている「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」、及び②：河合楽器の「当事業年度」の翌年度、即ち、「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」から想定できる「2つの年度」について、1.：「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」を「当期」と捉え、2.：「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」を「次期」と捉え、前節で示した[事例1-2]、即ち、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」は、上の①で言及した「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」につ

いての「損失処理計算書」であるため、[事例1-2]は、上記の[1.]で示した「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての財務諸表、即ち、「当期についての財務諸表」であることがわかる¹⁴⁾。次に、[事例1-2]との関係で、河合楽器の『有価証券報告書』（2006年版）の47頁に示されているところの、同社の「当連結会計年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」についての「連結剰余金計算書」（2006年連結剰余金計算書）（[事例2-2]）を見てみよう。そうすると、この[事例2-2]、即ち、河合楽器の「当連結会計年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」についての「連結剰余金計算書」は、上記の[2.]で示した「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「次期についての連結財務諸表」であることがわかる¹⁵⁾。

[事例2-1] 一河合楽器の2005年個別財務諸表の注記

「当社は、当事業年度においても、利益剰余金がマイナス615百万円となっており、前期から引き続き、資本の欠損の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当社は、平成16年3月30日に新中期経営計画を発表し、この新中期経営計画の実行により、成長に向けた経営基盤の構築を目指し、当該状況を解消すべく全社を挙げて邁進しており、ほぼ計画通りの進捗を果たしている。また、資本の充実のために平成16年7月30日に三菱信託銀行株式会社を割当先とする第1種優先株式の発行を行っている。さらに、平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を反映していない。」（傍線筆者）

14) 河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の目次を見ると、河合楽器の「財務諸表」には、前節で示した[事例1-2]、即ち、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」が含まれていることがわかる。

15) 河合楽器の『有価証券報告書』（2006年版）の目次を見ると、河合楽器の「連結財務諸表」には、[事例2-2]、即ち、河合楽器の「当連結会計年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」についての「連結剰余金計算書」が含まれていることがわかる。

[事例 2-2] 一河合楽器の「当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）」についての「連結剰余金計算書」（単位：百万円）

〔(資本剰余金の部)		
I	資本剰余金期首残高	1,000
II	資本剰余金増加高	
1	増資による新株の発行	—
2	合併による利益剰余金からの振替	83
3	社債の転換による新株の発行	1,245
III	資本剰余金減少高	
1	<u>欠損填補による資本準備金取崩額</u>	<u>615</u>
IV	資本剰余金期末残高	1,714
(利益剰余金の部)		
I	利益剰余金期首残高	△119
II	利益剰余金増加高	
1	当期純利益	3,293
2	連結子会社減少に伴う増加高	0
3	<u>資本準備金取崩に伴う利益剰余金増加高</u>	<u>615</u>
III	利益剰余金減少高	
...		
2	合併による資本剰余金への振替	83
IV	利益剰余金期末残高	3,706
(傍線筆者)		

ここで、[事例 2-2] を見ると、まず、[1]：[事例 2-2] の「III 資本剰余金減少高」の「1 欠損填補による資本準備金取崩額」に表されている、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」より、河合楽器の「次期」、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に、「資本準備金は、欠損

填補によって615（百万円）取り崩された」ことがわかる。また，〔2〕：〔事例2-2〕の「Ⅱ 利益剰余金増加高」の「3 資本準備金取崩に伴う利益剰余金増加高」に表されている，「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」より，河合楽器の「次期」，即ち，「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に，「資本準備金取崩に伴って，利益剰余金は615（百万円）増加した」ことがわかる。そして，上記の〔1〕で言及した「資本準備金は，欠損填補によって615（百万円）取り崩された」こと，及び上記の〔2〕で言及した「資本準備金取崩に伴って，利益剰余金は615（百万円）増加した」ことを踏まえると，次のことが言える。それは，【1】：「〔事例2-2〕の「Ⅲ 資本剰余金減少高」の「1 欠損填補による資本準備金取崩額」に表されている，「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」（第1節で示した※18），及び【2】：「〔事例2-2〕の「Ⅱ 利益剰余金増加高」の「3 資本準備金取崩に伴う利益剰余金増加高」に表されている，「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」（第1節で示した※19）に注目すると，〔事例2-2〕においては，「欠損填補によって，615（百万円）の資本準備金が取り崩されたことに伴って，利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（※20）（傍線筆者）が想定されている，ということである。

次に，前段落の【1】で言及した※18との関係で，前段落で示した※20に注目し，〈1〉：河合楽器の『有価証券報告書』（2006年版）の31頁に示されている，「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数，資本金等の推移】」（〔事例2-3〕。〔事例2-3〕に付されている傍線は，筆者によるものである。）の中の「平成17年6月29日」という記述を見ると，次のことがわかる。それは，上記の※18との関係で，前段落で示した※20において想定されている「615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」は，「平成17年6月29日」に発生している，ということである。他方，〈2〉：上記の※18との関係で，前段落で示した※20，即ち，「欠損填補によって，615（百万円）の資本準備金が取り崩されたことに伴って，利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（傍線筆者）に見られる，「欠損

填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」については、次のことが言える。それは、[事例2-3]に付されている「(注)1から(注)4」([事例2-4])のうち、[事例2-3]の中の「平成17年6月29日」に付されているところの、[事例2-4]の(注)4に見られる「欠損填補による取崩である」という記述を踏まえると、上記の※20に見られる、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」は、「平成17年6月29日」に発生している、ということである。

[事例2-3] 一河合楽器の「1【株式等の状況】の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	…	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本 準備金 増減額 (百万円)	資本準備 金残高 (百万円)
平成16年 6月29日 (注)1	—	…	—	3,600	△236	—
平成16年 7月30日 (注)2	優先株式 4,000		1,000	4,600	1,000	1,000
平成17年 4月1日 (注)3	—		—	4,600	<u>83</u>	1,083
平成17年 6月29日 (注)4	—		—	4,600	<u>△615</u>	468
…						

〔事例2-4〕 — 〔事例2-3〕 に付されている「(注)1から(注)4」

- 「(注)1. 欠損填補による取崩である。
 2. 第三者割当の方式による優先株式発行増資である。
 3. 連結子会社株式会社カワイコスモスの吸収合併による増加である。
 4. 欠損填補による取崩である。」(傍線筆者)

ここで、前段落の〈1〉、〈2〉で述べたことを踏まえると、次の問題が生じる。それは、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金が取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615(百万円)増加している状況」(※20)に見られる、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金が取り崩されたこと」によって生じる「615(百万円)の資本準備金の減少」(※21)(傍線筆者)は、どのような事象によって生じているのか、という問題である。この問題について、上記の※21において想定されている「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金が取り崩されたこと」によって生じる「615(百万円)の資本準備金の減少」を考慮した上で、河合楽器の『有価証券証券報告書』(2006年版)ではなく、同社の『有価証券証券報告書』(2005年版)の31頁に示されている、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」に付されている(注)3に示されている、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述(※22¹⁶⁾(傍線筆者)に注目すると、上記の問題については、次のことが言える。それは、※21、即ち、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金が取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615(百万円)増加している状況」(※20)に見られる、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金が取り崩されたこと」によって生じる「615(百万円)の資本準備金の減少」は、上記の※22から捉えることができる、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補するこ

16) 本稿で用いられている※22は、坂柳(2020b)では、「※13」と表されている。

とが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（第1節で示した※9）によって生じている，ということである。

他方、先に示した〔事例2-3〕を見ると、〔事例2-3〕において想定されている「平成17年6月29日についての資本準備金増減額」は、「△615（百万円）」であることがわかり、〔事例2-3〕の中の「平成17年6月29日」に付されているところの、〔事例2-4〕の（注）4においては、「欠損填補による取崩である」という記述が示されていることがわかる。そうすると、上記の「平成17年6月29日についての資本準備金増減額」が「△615（百万円）」であることを考慮すると、本節の(1)の最初の段落の②で言及した、河合楽器の「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」の翌年度、即ち、「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」の「平成17年6月29日」時点で、河合楽器の「資本準備金」は、615（百万円）減少していることがわかるが、1.：「平成17年6月29日時点で、河合楽器の「資本準備金」が615（百万円）減少していること」、及び2.：上で述べたように、〔事例2-4〕の（注）4においては、「欠損填補による取崩である」という記述が示されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、〔事例2-3〕の中の「平成17年6月29日」に付されているところの、〔事例2-4〕の（注）4に注目すると、上記の1.で示した「平成17年6月29日時点で、河合楽器の「資本準備金」が615（百万円）減少していること」の理由として、「平成17年6月29日時点の欠損填補による取崩」を挙げることができる、ということである。

そうであれば、前段落で述べたことを踏まえると、河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の83頁に示されているところの、同社の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（前節で示した〔事例1-2〕）の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」については、次のことが言える。それは、前節で示した〔事例1-2〕の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」が、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした「資本準備金取崩額」であるかどうかは、〔事例1-2〕だけを見てもわからないが、前段落で述べた意味で、〔事例2-3〕の中の「平成17年6

月29日」に付されているところの、[事例2-4]の(注)4に注目し、「平成17年6月29日時点で、河合楽器の「資本準備金」が615(百万円)減少していること」の理由として、「平成17年6月29日時点の欠損填補による取崩」を挙げることができることを考慮すると、前節で示した[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「615,538(千円)の資本準備金取崩額」は、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額の金額を表している、と解釈することができる、ということである。

そうすると、次のことがわかる。それは、3つ前の段落で述べた意味で、※21は、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(※9)によって生じているが、
【1】:※9によって生じているところの、3つ前の段落で言及した※21において想定されている、「取り崩された資本準備金の金額」である「615(百万円)」と、
【2】:前段落で言及した、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額を金額を表している、と解釈できるところの、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「615,538(千円)」の資本準備金取崩額(傍線筆者)に見られる「615,538(千円)」について、「615,538(千円)」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000(千円)(=615(百万円))」を用いた上で、 $615,000 < 615,538$ であることを考慮すると、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538(千円)の資本準備金取崩額」においては、次の金額、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(※9)によって生じている※21、即ち、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615(百万円)増加している状況」(※20)に見られる、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615(百万円)の資本準備金の減少」(傍線筆者)から想定することができる、「欠損填補による、615(百万円)の資本準備金の減少額」が反映されている、ということである。

他方、※21で言及されている、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」は、先に示した※20、即ち、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（傍線筆者）において想定されており、この※20は、本節の(1)の最初から2つ目の段落の、【1】で言及した※18、及び【2】で言及した※19に注目する場合に、その段落で言及したところの、[事例2-2]において想定されている状況であるが、※18、※19のうち、※18において想定されている「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」については、次のことが言える。それは、※18において想定されている「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」は、※20に見られる「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」が考慮されている※21、即ち、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（※20）に見られる、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」（傍線筆者）から想定することができる、前段落で言及した「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」を意味する、ということである。

そうであれば、次のことが言える。それは、2つ前の段落で述べた意味で、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」に、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じている※21から想定することができる、2つ前の段落で言及した「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されていることを踏まえると、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」には、前段落で言及したところの、※18において想定されている「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」が意味する「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されている、ということである。

(2) 河合楽器の「当期についての財務諸表」としての2005年損失処理計算書に反映されている、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」が意味する「615（百万円）の資本準備金の減少額」

他方、本節の(1)の最後の段落で言及した※21、即ち、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（※20）に見られる、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」（傍線筆者）に見られる「615（百万円）の資本準備金の減少」との関係で、本節の(1)で紹介した「事例2-1」に示されている次の記述、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（第1節で示した※11）（傍線筆者）において想定されている、「欠損の填補に充てられる資本準備金」の金額については、次のことが言える。それは、「事例2-1」に示されている※11において想定されている、「欠損の填補に充てられる資本準備金」の金額は、①：河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の31頁の、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」に付されている（注）3に示されているところの、本節の(1)の最初から4つ目の段落で言及した※22、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述（傍線筆者）において考慮されている「615（百万円）」、あるいは、②：本節の(1)で紹介した「事例2-3」に示されている、「平成17年6月29日」についての「資本準備金増減額」である「△615（百万円）」から示唆を得た、「615（百万円）」になる、ということである。そうであれば、「事例2-1」に示されている※11において想定されている、「欠損の填補に充てられる資本準備金」の金額が、上記の①、②で述べたことを踏まえて、「615（百万円）」になることを考慮すると、次のことがわかる。それは、本節の(1)の最後から4つ目の段落で言及したところの、「事例1-2」

の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615,538 (千円)の資本準備金取崩額」(傍線筆者)は、[事例2-1]においては、「615,538 (千円)」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000 (千円) (= 615 (百万円))」を用いて、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615 (百万円)の資本準備金取崩額」(第1節で示した※12)になる、ということである。

ここで、[1]:[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)、及び[事例2-1]全体においては、前段落で言及した※22、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述(傍線筆者)に見られる「決議」、即ち、上の※22において想定されているところの、「平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議」と解釈できる記述は示されていないが、[2]:(1):[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)において想定されている、「資本準備金を欠損の填補に充てること」は、(2):上記の※11に「平成17年6月29日開催の定時株主総会」という記述が見られることを踏まえて、本節の(1)の最初から4つ目の段落で言及したところの、上記の※22から捉えることができる※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(傍線筆者)によって生じた事象である、という解釈に基づくと、[1.]:前段落で言及した、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615 (百万円)の資本準備金取崩額」(※12)と、[2.]:上の[2]の(1)、(2)で述べたことから想

定することができる、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(※9)(傍線筆者)によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」については、次のことが言える。それは、河合楽器にとって、〈1〉:「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(※9)(傍線筆者)によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって、〈2〉:[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615(百万円)の資本準備金取崩額」(※12)が発生した、と理解することができる、ということである。

そうであれば、前段落の〈1〉, 〈2〉で述べたことを踏まえると、次のことがわかる。それは、【1】:※9, 即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(傍線筆者)によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって発生した、と理解できるところの、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615(百万円)の資本準備金取崩額」(※12)(傍線筆者)において想定されている、「資本準備金取崩額」の金額である「615(百万円)」と、【2】:本節の(1)の最後から4つ目の段落で言及したところの、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額の金額を表している、と解釈できる「615,538(千円)の資本準備金取崩額」(傍線筆者)に見られる「615,538(千円)」について、「615,538(千円)」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000(千円)(=615(百万円))」を用いた上で、 $615,000 < 615,538$ であることを考慮すると、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538(千円)の資本準備金取崩額」においては、※9, 即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議され

た」という事象（傍線筆者）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって発生した、と理解できるところの、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※12）が意味する「615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されている、ということである。

3. 河合楽器の2005年損失処理計算書と、河合楽器の2006年連結剰余金計算書の関係—その2：「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」

- (1) 河合楽器の「当期についての財務諸表」としての2005年損失処理計算書に反映されている、河合楽器の「次期についての連結財務諸表」としての2006年連結剰余金計算書に表されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」

次に、前節の(1)で示した[事例2-2]を見ると、前節の(1)の最初から2つ目の段落で述べたように、[1]：[事例2-2]の「Ⅲ 資本剰余金減少高」の「1 欠損填補による資本準備金取崩額」に表されている、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」より、河合楽器の「次期」、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に、「資本準備金は、欠損填補によって615（百万円）取り崩された」ことがわかり、[2]：[事例2-2]の「Ⅱ 利益剰余金増加高」の「3 資本準備金取崩に伴う利益剰余金増加高」に表されている、「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」より、河合楽器の「次期」、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に、「資本準備金取崩に伴って、利益剰余金は615（百万円）増加した」ことがわかる。そして、前節の(1)の最初から2つ目の段落では、そこで述べた意味で、※18、及び※19に注目すると、[事例2-2]においては、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（※20）が想定されていることを指摘した。

他方、前節の(1)の最初から4つ目の段落においては、そこで述べた意味で、※21、即ち、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金が取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（※20）に見られる、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金が取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」（傍線筆者）において想定されている、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金が取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」を考慮した上で、※22、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述（傍線筆者）に注目して、※21は、上記の※22から捉えることができる※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象によって生じていることを示した。このことを踏まえた上で、《1》：前節の(1)の最後から3つ目の段落で述べた意味で、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」においては、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じている※21、即ち、「平成17年6月29日」に発生しているところの、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金が取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（※20）に見られる、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金が取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」（傍線筆者）から想定することができる「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されていることを考慮すると、次のことが導かれる。それは、《2》：※20、即ち、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金が取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（傍線筆者）に見られる「利益剰余金が615（百万円）増加している状況」が、前節の(1)の最初から3つ目の段落で述べた意味の、「平成17年6月29日」に発生しているところの、※20に見

られる「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたこと」によって生じる「615（百万円）の資本準備金の減少」に伴って生じていることを踏まえた上で、上記の※20に見られる「利益剰余金が615（百万円）増加している状況」において想定される「利益剰余金の615（百万円）の増加」は、
①：[事例1-2]の「Ⅰ 当期末処理損失」に表されている「615,538（千円）の当期末処理損失」が、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」によって、[事例1-2]の「Ⅲ 次期繰越利益」に金額が記載されていないこと、即ち、[事例1-2]の「次期繰越利益」の金額が0（ゼロ）になっていることに注目し、
②：①：上で言及した「利益剰余金」が増加した金額である「615（百万円）」と、②：[事例1-2]の「Ⅰ 当期末処理損失」に表されている「615,538（千円）」の当期末処理損失（傍線筆者）、及び[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）」の資本準備金取崩額（傍線筆者）に見られる「615,538（千円）」について、「615,538（千円）」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000（千円）（=615（百万円）」を用いた上で、 $615,000 < 615,538$ であることを考慮すると、※20、即ち、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（傍線筆者）において想定することができる「欠損填補による615（百万円）の資本準備金の取崩による、利益剰余金の615（百万円）の増加」は、「[事例1-2]において、「Ⅰ 当期末処理損失」に表されている「当期末処理損失」の金額である「615,538（千円）」が、「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」の金額である「615,538（千円）」によって、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）になっている状況」（第1節で示した※23）に反映されている、と解釈することができるということである。

そして、前節の(1)の最初から2つ目の段落においては、そこで述べた意味で、※20、即ち、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（傍線筆者）が、

※18、及び※19に注目すると、[事例2-2]において想定されている状況であることを指摘したが、[事例2-2]の内容を踏まえると、※18、※19のうち、前節の(1)の最初から2つ目の段落の【2】で言及した※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」については、次のことが言える。それは、※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」に見られる、「615（百万円）の利益剰余金の増加」を生じさせた「資本準備金取崩」は、前節の(1)の最初から2つ目の段落の【2】で言及した※18において想定されている、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」を指している、と推察されることから、※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」は、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額に伴う、615（百万円）の利益剰余金の増加」を表すことになる、ということである。

そうであれば、【1】：2つ前の段落で述べた意味で、※20、即ち、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」（傍線筆者）において想定することができる「欠損填補による615（百万円）の資本準備金の取崩による、利益剰余金の615（百万円）の増加」が、※23に反映されている、と解釈できることを踏まえると、次のことが言える。それは、【2】：前段落で言及した「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額に伴う、615（百万円）の利益剰余金の増加」を表すことになる、※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」は、〈1〉：上記の【1】で言及した※20、即ち、「欠損填補によって、615（百万円）の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615（百万円）増加している状況」においては、また、〈2〉：前段落で言及したところの、※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」が表すことになる、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額に伴う、615（百万円）の利益剰余金の増加」からは、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金の取崩による、利益剰余金の615（百万円）の増加」を想定することができることを考慮すると、上記の【1】で述べた意味で、※20において想

定することができる「欠損填補による615（百万円）の資本準備金の取崩による、利益剰余金の615（百万円）の増加」が、※23に反映されている、と解釈することができるように、前段落で言及した「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額に伴う、615（百万円）の利益剰余金の増加」を表すことになる、※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」も、2つ前の段落で示した※23、即ち、「[事例1-2]」において、「Ⅰ 当期末処理損失」に表されている「当期末処理損失」の金額である「615,538（千円）」が、「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」の金額である「615,538（千円）」によって、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）になっている状況」（※23）に反映されている、と解釈することができるということである。

(2) 河合楽器の「当期についての財務諸表」としての2005年損失処理計算書に反映されている、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」によって生じる「利益剰余金の増加」

他方、〈1〉：[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」」について、河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の76頁～78頁を見ると、同社の「当事業年度（平成17年3月31日）」についての個別貸借対照表（河合楽器の2005年個別貸借対照表）の、平成17年3月31日時点の「（資本の部）」の「Ⅲ 利益剰余金」の「利益剰余金合計」においては、「△615,538（千円）」¹⁷⁾という金額が記載され

17) 河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の79頁～80頁に示されている、同社の「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」についての、2005年個別損益計算書の「当期末処理損失」においては、「615,538（千円）」という金額が記載されている。

ていることがわかる。このことを考慮すると、〈2〉：[事例2-1]に示されている※11において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」」は、上記の〈1〉で述べた意味で、(1)：河合楽器の「当事業年度（平成17年3月31日）」についての個別貸借対照表（河合楽器の2005年個別貸借対照表）の、平成17年3月31日時点の「(資本の部)」の「Ⅲ 利益剰余金」の「利益剰余金合計」において、「△615,538（千円）」という金額が記載されていることが考慮されている、と推察される、(2)：河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の83頁に示されているところの、同社の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例1-2]）の「Ⅰ 当期末処理損失」において、「615,538（千円）」という金額が記載されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」を指している、と理解することができる。

次に、前段落の〈2〉で述べた意味で、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」」が、[事例1-2]の「Ⅰ 当期末処理損失」において、「615,538（千円）」という金額が記載されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」を指している、と理解できることを踏まえると、次のことが言える。それは、①：[事例1-2]の「次期繰越利益」の金額が0（ゼロ）であることを考慮すると、前節の(2)の最初の段落で述べた意味の、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615,538（千円）の資本準備金取崩額」によって、②：[事例1-2]の「Ⅰ 当期末処理損失」において、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」として「615,538（千円）」という金額が記載されている、と理解できる、[事例2-1]に示されている※11において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」」は、「平成17年6月29日」時点で、0（ゼロ）になっている、ということである。

他方、[1]：2つ前の段落の〈2〉で述べたことを踏まえると、[事例

2-1] に示されている※11, 即ち, 「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て, 財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額は, 平成17年3月31日時点の「△615,538(千円)」になることがわかるが, このことと, [2]:[事例2-1] に示されている, 「当社は, 当事業年度においても, 利益剰余金がマイナス615百万円となっております」という記述(傍線筆者)に見られる「利益剰余金」は, 「マイナス615百万円」であることを考慮した上で, また, [事例2-1] に示されている「利益剰余金が…百万円となっております」という記述(傍線筆者)において, 金額は「百万円」単位で表されていることを考慮した上で, 上記の※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額である, 平成17年3月31日時点の「△615,538(千円)」に注目し, 「615,538(千円)」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000(千円)(=615(百万円))」を用いて, 改めて「[事例2-1] に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額」を, 平成17年3月31日時点の「△615,000(千円)(=△615(百万円))」と捉えた場合には, 「[事例2-1] に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額が, 平成17年3月31日時点の「△615,000(千円)(=△615(百万円))」になること」に関して, 次のことが言える。それは, [事例2-1] に示されている※11において想定されている, 「「財務諸表における利益剰余金」が, 「マイナス」である状況」は, 上で述べたことを踏まえて, 「[事例2-1] に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額」を, 平成17年3月31日時点の「△615,000(千円)(=△615(百万円))」と捉えると, 「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が, マイナス615百万円である状況」(第1節で示した※13)と書き換えることができる, ということである。そして, この※13に関しては, 次のことがわかる。それは, [事例2-1] に示されている※11, 即ち, 「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て, 財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)においては, (1):「財務諸表における利益剰余金」が, 「マイナス」である状況」を

想定することができるだけでなく、(2): 上記の※13, 即ち, 「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が, マイナス615百万円である状況」を想定することもできる, ということである。

そうであれば, 次のことが言える。それは, 《1》: 2つ前の段落で述べた意味の, 「事例1-2」に示されている※11において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」を0(ゼロ)にするところの, 「事例1-2」の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている, 「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額, と解釈できる「615,538(千円)の資本準備金取崩額」によって, 《2》: 前段落で言及したところの, 「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が, マイナス615百万円である状況」(※13)(傍線筆者)において考慮されている, 「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」は, 「615,538(千円)」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000(千円)(=615(百万円))」を用いた上で, $615,000 < 615,538$ であることを考慮すると, 「平成17年6月29日」時点で0(ゼロ)になる, ということである。

そうすると, 前段落の《1》で言及した「615,538(千円)の資本準備金取崩額」, 即ち, 「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額, と解釈できる「615,538(千円)の資本準備金取崩額」を, 前節の(2)の最初の段落で述べたことを踏まえて, その段落で言及した「615(百万円)の資本準備金取崩額」, 即ち, 「事例2-1」に示されている※11において想定することができる, 「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額, と解釈できる「615(百万円)の資本準備金取崩額」(※12)に置き換えた上で, 前段落の議論に※12を用いると, 前段落の議論は, (1): 「事例2-1」に示されている※11において想定することができる, 「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額, と解釈できる「615(百万円)の資本準備金取崩額」(※12)と, (2): 「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」の関係, 即ち, ※12と, 2つ前の段落で言及した「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が, マイナス615百万円

である状況」(※13)(傍線筆者)において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」の関係に注目すると、【1】:「事例2-1」に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615(百万円)の資本準備金取崩額」(※12)によって、【2】:「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」(※13)において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」は、「平成17年6月29日」時点で0(ゼロ)になる、という趣旨の議論になることがわかる。

ここで、【1】:本節(2)の最初の段落で述べた意味で、【事例2-1】に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」は、河合楽器の「当事業年度(平成17年6月29日)」についての「損失処理計算書」(2005年損失処理計算書)【事例1-2】の「I 当期末処理損失」において、「615,538(千円)」という金額が記載されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」を指している、と理解できることを考慮し、また、【2】:①:※13、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」(傍線筆者)に見られる「マイナス615百万円」と、②:上の【1】で述べたことを踏まえた上で、【事例2-1】に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」が指していると理解できる、【事例1-2】の「I 当期末処理損失」に表されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」の金額である「615,538(千円)」について、「615,538(千円)」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000(千円)(=615(百万円))」を用いた上で、 $615,000 < 615,538$ であることを考慮すると、次のことが言

える。それは、※13に関して、3つ前の段落で述べたことを踏まえた上での、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定することができる※13、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」は、本節の(1)の最後の段落で示した※23、即ち、「[事例1-2]において、「I 当期末処理損失」に表されている「当期末処理損失」の金額である「615,538（千円）」が、「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」の金額である「615,538（千円）」によって、「III 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）になっている状況」において考慮されている、ということである。

他方、前節の(1)で示した【2】で言及されている※19との関係では、次の問題が生じる。それは、4つ前の段落で述べたことを踏まえた上での、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定することができる※13、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（傍線筆者）で考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」については、「利益剰余金の増加」を想定することができるのか、という問題である。この問題については、まず、次のことが言える。それは、【1】：[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」が指していると理解できる、前段落で言及したところの、[事例1-2]の「I 当期末処理損失」に表されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」の金額である「615,538（千円）」が、前段落で言及した※23の内容を踏まえると、[事例1-2]においては、「III 次期繰越利益」に表さ

れている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）」になる、という意味の、「利益剰余金の増加（マイナスの利益剰余金の減少）」を想定することができる、ということである。そして、【2】：上で言及したところの、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる※13で考慮されている「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」も、前段落で言及した※23の内容を踏まえると、[事例1-2]においては、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）」になる、という意味の「利益剰余金の増加（マイナスの利益剰余金の減少）」を想定することができる、ということである。

ここで、前段落で述べたことを踏まえた上で、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる※13で考慮されている「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、[事例1-2]においては、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）」になる、という意味の「利益剰余金の増加（マイナスの利益剰余金の減少）」を想定すると、次のことが言える。それは、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる※13で考慮されている「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、[事例1-2]においては、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）」になる、という意味の「利益剰余金の増加（マイナスの利益剰余金の減少）」は、※23、即ち、[事例1-2]において、「Ⅰ 当期末処理損失」に表されている「当期末処理損失」の金額である「615,538（千円）」が、「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」の金額である「615,538（千円）」によって、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0（ゼロ）」になっている状況」に反映されている、ということである。

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

ここで、第1節で提示した※17、即ち、研究上の議論において、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」は、河合楽器の「当期の財務諸表の本体」ではなく、河合楽器の「次期の財務諸表の本体」ではないのか、という問題を考察するに当たって、《1》：第2節の(1)では、そこで述べた意味で、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」に、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じている※21から想定することができる、「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されていることを踏まえると、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」には、※18において想定されている「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」が意味する「欠損填補による、615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されていることを指摘した。そして、《2》：第2節の(2)では、そこで述べた意味で、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」においては、※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって発生した、と理解できるところの、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※12）が意味する「615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されていることを示した。

そうすると、次のことを指摘することができる。それは、前段落の《1》、《2》で述べたことを踏まえると、[事例1-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」におい

ては、「[資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された]という事象(※9)との関係で、「平成17年6月29日」時点の、「欠損填補による615(百万円)の資本準備金の減少額」(※24)が反映されていることがわかる、ということである。

他方、《3》：第3節の(1)では、そこで述べた意味で、※19と※20、即ち、「欠損填補によって、615(百万円)の資本準備金を取り崩されたことに伴って、利益剰余金が615(百万円)増加している状況」に関して、①：※20において想定することができる「欠損填補による資本準備金の取崩による、利益剰余金の615(百万円)の増加」と、②：「欠損填補による615(百万円)の資本準備金取崩額に伴う、615(百万円)の利益剰余金の増加」を表すことになる。※19において想定されている「資本準備金取崩に伴う615(百万円)の利益剰余金の増加」は、※23に反映されている、と解釈できることを指摘した。そして、《4》：第3節の(2)では、そこで述べた意味で、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる※13で考慮されている「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」]が、[事例1-2]においては、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0(ゼロ)」になる、という意味の「利益剰余金の増加(マイナスの利益剰余金の減少)」が、※23に反映されていることを示した。

そうすると、次のことがわかる。それは、前段落の《3》、《4》で述べたことを踏まえると、「[事例1-2]において、「Ⅰ 当期末処理損失」に表されている「当期末処理損失」の金額である「615,538(千円)」が、「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」の金額である「615,538(千円)」によって、「Ⅲ 次期繰越利益」に表されている「次期繰越利益」の金額である0(ゼロ)になっている状況」(※23)に反映されている、「利益剰余金の増加」を想定することができる、ということである。

ここで、《1》：3つ前の段落で言及した※24と、前段落で言及した※23に反映されている「利益剰余金の増加」に関しては、次のことが言える。それは、〈1〉：「[事例2-2]の「Ⅲ 資本剰余金減少高」の「1 欠損填補による資本

準備金取崩額」に表されている、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」（※18）に見られる、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金取崩額」は、3つ前の段落で述べた意味で、[事例1-2]の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「615,538（千円）の資本準備金取崩額」に、※24、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）との関係で、「平成17年6月29日」時点の、「欠損填補による615（百万円）の資本準備金の減少額」が反映されていることを考慮すると、[事例1-2]、即ち、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）に反映されている、ということであり、〈2〉：「[事例2-2]の「Ⅱ 利益剰余金増加高」の「3 資本準備金取崩に伴う利益剰余金増加高」に表されている、「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」（※19）に見られる、「資本準備金取崩に伴う615（百万円）の利益剰余金の増加」は、前段落で言及した※23に反映されている「利益剰余金の増加」を考慮すると、[事例1-2]、即ち、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）に反映されている、ということである。そうであれば、第1節で提示した※17については、次のことが言える。それは、研究上の議論においては、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に、「平成17年6月29日」という、同社の「翌事業年度」に属する年月日の日付が付されているとしても、上記の〈1〉で述べたことを踏まえた上での「[事例1-2]」に反映されている※18、及び上記の〈2〉で述べたことを踏まえた上での「[事例1-2]」に反映されている※19が、「※17」、即ち、「研究上の議論において、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」は、河合楽器の「当期の財務諸表の本体」ではなく、河合楽器の「次期の財務諸表の本体」ではないのか、という問題」（傍線筆者）に見られる、「河合楽器の「次期の財務諸表の本体」」に反映されている、と捉える必要はない、ということであり、その意味で、上で言及した「[事例1-2]」に反映されている※18、及び上で言及

した「[事例1-2]に反映されている※19」は、「※17」に見られる「河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」」に反映されている、と理解することができるので、「※17」に見られる「河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」」は、「河合楽器の「次期の財務諸表の本体」」ではなく、「河合楽器の「当期の財務諸表の本体」」になる、ということである。このことが、本稿の結論である。

他方、《2》：本稿の第1節では、[事例2-1]に示されている、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（※11）（傍線筆者）に見られる「解消」が、「①：「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※12）が発生したことによって、②：「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※13）において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という意味で「なくなること」（※14）を指している、と解釈できることを示したが、坂柳（2020b, 86）では、そこで述べた意味で、この※14の内容より、※14に見られる※9、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象から示唆を得たところの、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補すること」（※25¹⁸⁾）について、※25は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係では、※25が[事例2-1]に示されている「新中期経営計画」の内容とどのような関

18) 本稿で用いられている※25は、坂柳（2020b）では、「※27」と表されている。

係にあるのかを議論することなく、※14の内容と、※13、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」が、坂柳（2020b, 86）で言及した「「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況のうちの、一部の状況」（※26）としての※13であることを踏まえた上で、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」と捉えることができることを示し、【1】：坂柳（2020b, 86）では、そこで述べた意味で、第1節で示した※10、即ち、「「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」は、上記の「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」と捉えることができる※25との関係で問題になる影響、と理解できることを指摘した。そして、【2】：坂柳（2020b, 87）では、そこで述べた意味で、本稿の第1節で示した※16、即ち、「「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」が、上記の※14に見られる※13において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」について、※15、即ち、「「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象から想定することができる影響であるため、※16は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で問題になる※15から想定することができる影響、と理解できることを指摘した。

そうすると、次のことがわかる。それは、〈1〉：①：前段落の【1】で述べた意味で、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」と捉えることができる※25、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補すること」との関係で問題になる影響、と理解できる※10、及び②：前段落の【2】で述べた意味で、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で問題になる※15、即ち、

「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象から想定することができる影響、と理解できる※16は、2つ前の段落で示した本稿の結論を踏まえると、「河合楽器の「次期の財務諸表の本体」ではなく、「河合楽器の「当期の財務諸表の本体」に反映されている、ということである。また、〈2〉：(1)：上で言及した※25と理解できる※10、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※9）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」に見られる※9、及び(2)：前段落の【2】で述べたことを踏まえた上での、※16、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」を想定することができる※15、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象は、共に河合楽器の「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」ではなく、「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」の「平成17年6月29日」に発生している、という意味では、「将来の特定の事象」と捉えることができる。

そうであれば、次のことが言える。それは、【1】：前段落の〈2〉で述べたことと、※10の内容を踏まえた上での、「将来の特定の事象」と捉えた※9によって生じる※10、及び【2】：前段落の〈2〉で述べたことと、※16の内容を踏まえた上での、「将来の特定の事象」と捉えた※15から想定することができる※16は、前段落の〈1〉で述べたことを考慮すると、「河合楽器の次期の財務諸表の本体」ではなく、「河合楽器の当期の財務諸表の本体」に反映されている、ということである。本稿の貢献は、【1】：第1節で言及したところの、[事例2-1]に示されている、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」とい

う記述(※11)(傍線筆者)に見られる「解消」が指していると解釈できる、2つ前の段落で言及した※14を踏まえた上で、前段落で言及した「継続企業的前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で問題になる※15から想定することができる影響、と理解できる※16、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0(ゼロ)になる、という形の影響」に見られる、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」を「平成17年6月29日時点」で「0(ゼロ)」にする、と解釈できるところの、2つ前の段落の【1】で述べた意味の「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と捉えることができる※25、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補すること」を示唆している、※14に見られる「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(※9)、即ち、前段落で言及した「将来の特定の事象」と捉えることができる※9によって生じる※10が、前段落の〈1〉で述べた意味で、「河合楽器の次期の財務諸表の本体」ではなく、「河合楽器の当期の財務諸表の本体」に反映されていることを指摘することによって、研究上の議論において、【2】：第1節の最初の段落で示したところの、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※1)(傍線筆者)の記述に見られる「経営計画等」を一般的に記述した、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」を用いた、「財務諸表が、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨の記述(傍線筆者)に見られる、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」との関係で、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」の結果が、「次期の財務諸表の本体」ではなく、「当期の財務諸表の本体」に反映されていない」状況に、研究上の議論の焦点を当てることを促すような、「将来の特定の事象」によって生じる影響が反映されている財務諸表」として、「次期の財務諸表の本体」ではなく、「当期の財務諸表の本体」を想定する余地

があることを示したことである。

本稿では、紙幅の都合により、前段落で言及したところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」の結果が、「当期の財務諸表の本体」に反映されていない」状況と、第1節で言及した※5がどのような関係にあるのか、という問題を考察することができなかった。よって、この問題、及び第1節で言及した※5を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

坂柳 (2019), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(16)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第2・3合併号, 2019年12月.

坂柳 (2020a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(17)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第4号, 2020年3月.

坂柳 (2020b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(19)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第71巻第2・3合併号, 2020年12月.